

トネハナヤスリ 4月〜5月に湿地一面に多数の群生を見ることが出来ます。このような場所は、日本でここだけです。(環境省レッドリスト絶滅危惧IB類)



チュウヒ 広い湿地のヨシ原にすみ、渡良瀬遊水地を越冬地として利用している(環境省レッドリスト絶滅危惧IB類)



タチスミレ 湿地性のスミレで、花が終わった後、草丈は1mを超える高さになります。(環境省レッドリスト絶滅危惧IB類)

スカイダイビング



熱気球



カヌー

渡良瀬遊水地が該当した湿地の基準

基準1・生物地理区(日本)を代表する低層湿原です。

基準3・本州最大のヨシ原を主体とする湿性草地在存在します。

河川の氾濫原を主な生育環境とするトネハナヤスリ、タチスミレなど希少種約60種を含む1,000種以上の植物種が生育、本州以南の低湿地の代表例です。また環境省レッドリストで絶滅危惧IB類に掲載されているチュウヒをはじめとする猛禽類の越冬地やツバメのねぐらとして利用されています。

渡良瀬遊水地の生い立ち

この地は、上流の足尾銅山による鉱毒事件に関連して遊水地計画ができ、栃木

また、北部には、赤麻沼、石川沼という大きな沼があつて、谷中村などの周囲には、囲堤が築かれていました。渡良瀬遊水地が遊水地となつたのは、明治43年から大正11年にかけて実施された渡良瀬川改修工事によるものです。それ以前の渡良瀬川は、遊水地の西側を曲がりくねって流下し、思川、巴波川は、現在の遊水地の南部を流れ、渡良瀬川に合流していました。



ラムサール条約登録湿地区域図 渡良瀬遊水地

凡例
ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約湿地登録 Q&A

Q ラムサール条約に登録されると渡良瀬遊水地の本来の目的である治水事業に支障がでるのでは。

A 条約登録により現在行

渡良瀬遊水地が遊水地となつたのは、明治43年から大正11年にかけて実施された渡良瀬川改修工事によるものです。それ以前の渡良瀬川は、遊水地の西側を曲がりくねって流下し、思川、巴波川は、現在の遊水地の南部を流れ、渡良瀬川に合流していました。

県による谷中村買収、藤岡町(現栃木市)への合併が行われ、明治43年の洪水後、国による渡良瀬川の改修計画等で現在の遊水地となりました。

Q ラムサール条約に登録されると渡良瀬遊水地の本来の目的である治水事業に支障がでるのでは。

A メリットは、条約登録により渡良瀬遊水地の湿地の重要性が世界に発信され、知名度が上がることで、来場者の増加が見込まれ、地域振興の拠点となる

Q 条約登録のメリット・デメリットは。

A メリットは、条約登録により渡良瀬遊水地の湿地の重要性が世界に発信され、知名度が上がることで、来場者の増加が見込まれ、地域振興の拠点となる

Q 渡良瀬遊水地が国指定の鳥獣保護区に指定されると聞きましたが、今と何が違うのですか。

A 法律的には、狩猟ができなくなり、もともと銃による狩猟が禁止されています。ワナによる狩猟も規制されますが、現在、ワナは行われていないので、実質的には何もかわりません。

ラムサール条約の3つの柱と今後の取り組み

渡良瀬遊水地の本来の目的である治水機能の充実を図りながら、ラムサール条約の3つの柱に基づき、湿地の自然環境を保全・再生し、その適正な利用を促進します。

★保全・再生

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

～これからずっとこの環境を守っていく～

渡良瀬遊水地は、本州最大のヨシ原を主体とする湿性草地です。河川の氾濫原を主な生育環境とするタチスミレなどをはじめとする希少種を含む1,000種以上の豊富な植物種が生育する、本州以南の低湿地の代表例です。日本国内でも希少な環境を保全・再生することが重要となります。

★賢明な利用(ワイズ・ユース)

条約は、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することです。

～いままでどおりこれからも活用していく～

条約は、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように活用することを謳っています。遊水地のヨシを利用した「よしづくり」や「スカイスポーツ・ウオータースポーツ」などは豊かな自然を活かした賢明な利用に該当することになります。

★交流・学習

湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報交換、教育、参加、啓蒙活動を進めることを決議しています。

～湿地の大切さを学び、協力し合い広めていく～
湿地が提供する様々な恵みや湿地が持つ価値について、まだ十分認識されていないのが実情です。湿地の保全と賢明な利用を進めるためには、まずは湿地に関わりを持つ様々な方々に対して普及啓発活動を行い、湿地の自然環境に親しむ機会や湿地の働きや重要性について理解する機会を提供することが重要です。環境学習会などを開催し、湿地の重要性を学ぶ機会を提供することが重要となります。



大工3代、いい家づくり。

木の花ホーム



〒322-0606 栃木市西方町本城 62-3 土地相談・リフォーム・増改築も承ります
見学会・イベント・土地情報の最新情報はコチラから!! 木の花ホーム 検索 0120-895087